原告意見陳述書

2025年7月15日
控訴人　奥野晋治

私は、西五反田８丁目に42年間在住する者として、羽田空港Ａ滑走路に着陸する飛行機の新飛行ルート直下に住む原告です。本日は、この新飛行ルートの設定行為が、いかに私の**生活の平穏**を著しく侵害し、かつ**生命身体の安全**を脅かすものであるか、つまり、この国の行為が行政事件訴訟法に定める「処分」**に該当し、私に**「原告適格」が認められるべき理由について、具体的事実に基づき陳述します。

---

1. 騒音による生活の平穏の侵害について

まず、羽田新ルートが導入されて以降、毎日繰り返される航空機騒音によって、私の長年の**平穏な生活は完全に奪われました。**この地に42年間住み続けてきた中で、過去５年間だけ経験している、耐え難い苦痛です。
新ルートを飛行機が飛んでいる間は、窓を開けることすらできません。テレビの音や電話の声がほとんど聞き取れなくなり、まともに視聴することも、会話をすることも困難になります。これは単なる不便を超え、私の日常生活における**聴覚コミュニケーションを著しく阻害**するものです。私は、ごく当たり前の生活行動である「窓を開けて過ごす」「テレビを見る」「電話をする」といった自由を、この５年間、不法に制限され続けています。
さらに、私は大井町や区役所方面へ自転車で出かけることが多く、その際には新ルートのほぼ真下を通ることになります。その際、飛行機が短い間隔で新ルートを飛ぶため、まるで航空機に追いかけられているかのように、頭上から爆音を浴びせられます。これは単なる不快感にとどまらず、精神的な苦痛を伴い、慣れることのない**ストレスとして蓄積**されています。私がこの地に住んでからの42年間で、このような精神的・身体的な苦痛を強いられたのは、この５年間だけです。新ルート設定以前とは明らかに異なる、**不法な生活侵害**であると考えます。
国は、新飛行ルート設定行為に「処分性」**がないと主張します。しかし、行政事件訴訟法第３条第２項に規定される「処分」とは、公権力の行使によって国民の権利義務に直接具体的な変動を与える行為を指します。本件新飛行ルートの設定は、単なる行政内部の計画や公共事業の一環として行われたものではありません。特定の時間帯において、西五反田８丁目を始めとする特定の地域に居住する住民に対し、継続的に騒音を発生させ、その生活環境を著しく悪化させるという、直接的かつ具体的な法的効果を及ぼしています。これは、私が長年享受してきた平穏な生活という**「法的利益」を直接的に侵害するものであり、**従来の判例が認める「処分性」の要件**を十分に満たすものと考えます。
具体的には、新飛行ルートの設定は、私が自由に窓を開け、テレビを視聴し、電話で会話する

といった、ごく当たり前の生活行動を制限し、私の居住する土地の**利用価値を低下**させています。これは、法的根拠に基づかない公権力の行使によって、私の生活権という**法律上の利益を侵害**するものであり、紛れもなく「処分」であると主張します。
なお、一審段階で裁判長の求めに応じて提出した「原告主張整理表」にあるように、私の住まいの最寄りの国交省騒音測定局は「南部下水道事務所」であり、瞬間最大騒音値（被告測定）は「86.5db」、私の居住地における瞬間最大値の推定計算値は「85.2db」です。

---

2. 落下物・墜落による生命身体の危険性について

次に、新飛行ルート直下に住む私にとって、航空機の落下物や墜落による事故の危険性は、日々の生活を脅かす**看過できない現実的な脅威**です。
まず、本年 6 月 12 日、インドで離陸直後の新鋭機ボーイング 787 型機が墜落するという痛ましい事故が発生しました。驚くべきことに、この機体は事故のわずか 2 日前には羽田空港に飛来していました。つまり、インドでの事故は、まさにこの羽田新飛行ルート上でも起こりうる、**その可能性は否定できない**ということを示唆しています。
また、昨年 3 月の宮本徹衆院議員の質問主意書に対し、国は国内空港へ着陸する航空機の部品欠落について、ファンカウルの一部で **83.4kg と 97.3kg** という極めて重量のあるものが確認されたことを答弁で明らかにしました。さらに、本年 5 月 21 日の津村啓介衆院議員の衆議院国土交通委員会質疑で羽田空港に着陸する飛行機からの部品欠落が**年間 500 個前後発生が続いている**ことが答弁で明らかなりました。
これらは、墜落に至らなくとも、新飛行ルートを飛ぶ航空機からの落下物によって、人々の生命を脅かすような**重大事故が起こる可能性が十分に存在**することを示しています。想像してみてください。もし 80kg を超える部品が、私の自宅や私が自転車で通行している真上に落下したら、何が起こるでしょうか。それは間違いなく、**死に直結する**ような事態です。この危険性は、やはり 5 年前の国の羽田空港新飛行ルートの設定行為に起因するものです。
このような差し迫った危険性から、私の**生命・身体の安全という「法律上保護された利益」が侵害**されていることは明らかです。行政事件訴訟法第 9 条にいう「法律上の利益を有する者」とは、当該処分の根拠法規や関連法規が、個々人の利益を保護する趣旨を有する場合に認められると解されています。騒音規制法や航空法などは、国民の安全や生活環境の保護を目的とするものです。新飛行ルートの設定によって、これらの法律が保障する私の生命・身体の安全が脅かされている以上、私には本訴訟を提起する「原告適格」が認められるべきです。
私は、この 5 年間、不法に生命・身体の危険に晒されており、裁判所がこの危険性を認め、国に対し、その違法な行為の是正を命じるべきであると考えます。

---

3. 品川区のアンケート結果と区長の申し入れについて

私の主張が個人的な感情にとどまらず、地域住民の多くが同様の被害を受けている客観的な証拠として、品川区が2年前に行った全区民を対象とする大規模調査の報告書/公文書(品川区企画部広報広聴課「品川区民アンケート結果報告」令和6年3月)があります。この調査では、**全区民の44.5%が新飛行ルートによって影響を受け、そのうち88.9%が騒音の影響を受けている**と回答しています。これは、新飛行ルート設定が、地域全体の生活環境を著しく悪化させていることを明確に示しています。
そして、この住民の声と客観的事実を踏まえ、品川区長は、国の固定化回避検討会において何ら具体的な方策が示されなかったことにつき、昨年12月25日、国に対し「今回の結果については区として看過することはできない」と申し入れを行っています。行政の長である区長自身が、この問題の深刻さと、国による現状放置の不当性を認識し、看過できないと表明しているのです。裁判官の皆様には、この客観的な事実と、地域住民の総意が反映された行政の声を真摯に受け止めていただきたいと強く願います。

---

4. 結び

私は、この5年間、新飛行ルート設定によって、長年にわたる私の**生活の平穏が不法に奪われ**、そして、**落下物や墜落という差し迫った死の危険に日々晒され**てきました。国は、42年間この地に住む私に対し、何の「処分性」もないとして、この苦痛を「耐え忍べ」というのでしょうか。私の生活の平穏が何ら変わっていない、奪われていないと認識することが、人権保障と法の支配を基本原理とする今の日本社会において要請されているのでしょうか。
私はそうは思いません。羽田新飛行ルートを設定した国の行為によって、明らかに「生活の平穏」という私の法的利益は侵害**されています。そして、落下物や墜落の危険によって、**「生命身体の安全」という最も基本的な法的利益も脅かされています。
裁判官の皆様には、この不当な現状を看過せず、私の訴えを真摯に受け止めていただきたいと強く願います。日本が掲げる**基本的人権尊重と法の支配**という基本原理に照らして、この不法な状況を放置することは決して許されることではありません。
どうか、私の訴えを受け止め、羽田新飛行ルートを設定した国の行為に「処分性」**を認め、私に**「原告適格」を付与していただくことで、私の失われた生活の平穏を取り戻し、生命・身体の安全が確保されるよう、**公正なご判断を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。**